

産業環境委員会報告資料

令和6年11月12日

報告事項件名	頁
(1) 「東京芸術センターホール施設の利用に関わる契約書」の更新に関する方針について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(2) 区内中小企業人材採用支援助成金の受付状況について・・・・・・・・	8
(3) 令和6年度消費喚起策の進捗状況について・・・・・・・・	11
(4) 「足立の花火」開催日程の検討について・・・・・・・・	15

(産業経済部)

産業環境委員会報告資料

令和6年11月12日

件名	「東京芸術センターホール施設の利用に関わる契約書」の更新に関する方針について
所管部課名	産業経済部 企業経営支援課
内容	平成18年4月に総合商事㈱と取り交わした「東京芸術センターホール施設の利用に関わる契約書」は、令和7年度末までの20年契約であるが、令和6年度中に契約内容を双方協議のうえ決定しなければならない規定となっている。契約更新に向けた区の方角性について、以下のとおり報告する。 1 東京芸術センターの運営について (1) 区と総合商事㈱は平成15年4月30日付で「(仮称) あだち新産業振興センターの建設及び運営に関する基本協定書」(以下、「基本協定」という。)を締結しており、東京芸術センターホール施設をパートナーシップ事業の対象施設として位置付けている。 (2) 東京芸術センターの土地は、50年間の一般定期借地権を設定し、区が総合商事㈱に貸し出している。 (3) 総合商事㈱は開設当初から施設運営をしていたが、親族内で相続権に関する内紛があり、10年程前から総合商事㈱の現代表者は、旧代表者の村井敬氏に対し、東京芸術センターの明け渡し訴訟を起こしている。 ※ 村井敬氏(㈱村井敬合同設計代表)は総合商事㈱の役員解任後も継続して施設運営を行っている。 (4) 係争中のため総合商事㈱側は施設内に入れず、運営状況も含め施設の様子が把握できない状況である。 (5) 建物明け渡し訴訟は、控訴、上告があった場合、決着は1年半から2年程度かかる見通しである。 2 総合商事㈱側の契約更新の意向について 次回契約更新に向けては「現状維持」を希望する。 (理由) 区の要望に対しては、運営を取り戻した後、前向きに検討することを「基本スタンス」としたい。 3 意向を受けた区への対応について【方向性】 (1) 契約更新内容は「現状維持」とする。 (2) ただし、「双方協議ができる環境になり次第、協議の場を設け、契約内容を見直す。」旨の書面(覚書)を取り交わす。 ※ (1) 及び (2) はともに区顧問弁護士と相談済み。

4 契約更新後の総合商事㈱との協議について【方向性】

- (1) 多くの方に施設を利用していただくため、総合商事㈱に対し設備及び運用面等の利便性の向上を引き続き強く要望するとともに、現在、年間6割分である区の優先利用枠の増加も視野に入れ協議していく。
- (2) 施設の経年劣化もあることから、区の施設使用料金減額などの見直し交渉も行っていく。

5 総合商事㈱との協議にむけた課題について

- (1) 区と総合商事㈱は基本協定では、千住の賑わいの創出や区内産業振興等のため相互協力し施設の運営に努めることとなっている。
- (2) 開設以降、総合商事㈱旧代表者村井敬氏の協力が得られなかった。今後、積極的な協力を得られるよう、これまでも下記改善要望を行ってきたが、今後も引き続き交渉を進めていく。

項目	主な課題	交渉事項
天空劇場	施設の利用申請が効率的ではない	①予約状況はホームページでリアルタイムに表示し会議室、天空劇場の利用予約を東京芸術センターホームページで受付可能とすること
	設備等の使い勝手が悪い	①イベント実施内容にあわせ、照明を明るくできるようにすること ②テーブルや椅子などの備品の台数を増やすこと
	施設の老朽化が進んでいる	①ホワイエ内の床の張替えや天井の水漏れ跡を修繕すること ②劇場内の床の傷などが増えてきているため全面的な修繕を検討すること
施設全体	建物の老朽化が進んでいる	①建物設備の点検を行うとともに、長期的な建物の修繕計画について、区と情報共有を図ること
	施設の活用が図れていない	①1階エントランスや2階ホワイエスタジオ等を活用し、賑わいを創出するイベント等の実施をすること

項目	主な課題	交渉事項
施設全体	施設の活用が図れていない	② 8階就労支援施設跡地（北側）の利活用を行うこと
駐輪場	自転車が乱雑に置かれている	① 駐輪場の構造を見直し、自転車の出入りがし易いようにすること ② 施設の広場や外周の美観、ロケーションを考慮しつつ、違法駐輪対策を行うこと
区への協力	区との連携や協力が図れていない	① 区民まつり等千住地域で開催する区主催イベントにおいて区と連携したPR活動の実施や同時イベントの開催を行うこと。 ② 1階のチラシラックに、区の事業やイベント等のチラシを置けるようにすること
集客	千住という好立地にもかかわらず、上映映画での集客ができていない	① 映画は人を呼び込めるものや子ども向けのものも上映すること

6 東京芸術センターに係る総合商事(株)との主な経緯（参考）

平成14年 2月 足立区本庁舎跡地の開発・整備に関する事業プロポーザル第二次提案で総合商事(株)（代表：村井敬氏）が採択される。

平成15年 4月30日 総合商事(株)と基本協定を締結。

平成16年 3月23日 総合商事(株)と一般定期借地権設定契約書を締結。平成16年3月24日から50年間の定期借地権設定。

平成18年 4月 1日 東京芸術センター開設。総合商事(株)と基本協定に規定された、20年間のホール・会議室の利用に関する詳細を定めた「東京芸術センターホール施設の利用に関わる契約書」を締結。施設の管理は総合商事(株)の代表である村井敬氏の(株)村井敬合同設計へ業務委託。

平成25年 親族間での相続争いが始まる。

平成26年 1月16日 区が総合商事(株)に対して、パートナーシップに係る要望書（通知）を送付。

平成26年 9月15日 村井敬氏 代表取締役を解任され取締役へ。
 平成26年12月16日 区が総合商事㈱に対して、パートナーシップに係る要望書（通知）を送付。
 平成27年 2月19日 村井敬氏 取締役解任。
 平成27年12月15日 区が総合商事㈱に対して、パートナーシップに係る要望書（通知）を送付。
 平成28年 5月 村井敬氏が取締役を解任されたことにより総合商事㈱が㈱村井敬合同設計との施設管理業務委託契約の開示を求めたが、村井敬氏から断られたため、業務委託契約を解除。しかし、業務の引継ぎは行われず、引き続き㈱村井敬合同設計が施設管理を行う状況となった。
 平成28年10月 4日 最高裁で村井敬氏の申し立てが棄却され、総合商事㈱の代表取締役等組織体制が決定し、村井敬氏は正式に役員から外された。
 平成29年11月24日 村井敬氏側が裁判外の交渉に全く応じないことから総合商事㈱が㈱村井敬合同設計及び村井敬氏等に対して東京芸術センター他4施設の明け渡しの訴状を東京地裁に提出。
 令和 元年 8月30日 区と新体制となった総合商事㈱の執行部と双方の顧問弁護士を交え区からの要望事項の協議を開始。
 令和 3年 3月11日 区から新体制となった総合商事㈱へ「東京芸術センターの運営に関する要望書」を提出。
 令和 3年 4月 7日 総合商事㈱から要望書に対する回答を受領。その後も要望を行ってきたが、実現に至らず。
 令和 5年12月22日 区が総合商事㈱の取締役と面談。双方の顧問弁護士を交え、区から東京芸術センターの事業運営に関する要望を伝える。
 令和 6年 8月 6日 総合商事㈱が契約更新にむけ「現状維持」の意向を示す。
 令和 6年 9月30日 区経営会議で総合商事㈱の「現状維持」の意向を受け、区の方方向性を決定。

7 今後の方針等

パートナーシップ事業の目的である千住の賑わいの創出や区内産業振興及び経済活性化を図るため、総合商事㈱の積極的な協力を得られるよう、協議、交渉を進めていく。

東京芸術センター基本情報

1 所在地等

- (1) 住所：千住一丁目4番1号
 (2) 構造規模：鉄骨造 地上22階地下1階建
 (3) 建築延床面積：約26,000 m²

2 土地について

(1) 土地の表示

土地の所在	地 目	地積 (m ²)	
		公簿	実測
千住一丁目50番1	宅地	3860.83 m ²	3947.57 m ²

(2) 土地の契約

区と総合商事(株)とで一般定期借地権設定契約を締結している。契約期間は明け渡しの日である2004年3月24日から50年間。

(3) 地代（賃借人である総合商事(株)から区へ支払い）

令和5年度 **35,515,668 円** ※ 3年毎に改定

令和4年4月1日～令和7年3月31日（3年間）

@(月額)2,959,639 円×12 月＝35,515,668 円

※ 参考 30,616,956 円（平成31年4月1日～令和4年3月31日）
 26,856,984 円（平成28年4月1日～平成31年3月31日）

3 パートナースhip事業施設

- (1) イベント展示ホール（21～22F ホール：天空劇場）
 (2) 会議室（9F 会議室(5 室)、20F 和室(18 畳)）
 (3) 創業支援施設（11F：建物賃貸借契約により中途解約条項あり）

※ （1）及び（2）については、優先利用権として区が総合商事(株)に年間営業日の6割に相当する日数（219日）分の利用料負担額を支払っている。

4 利用料負担額（219日分）

- (1) 令和5年度 **103,587,000 円**（ア+イ）

ア 天空劇場 340,000 円×219 日×1.1＝81,906,000 円

イ 会議室 90,000 円×219 日×1.1＝21,681,000 円

〔算出式：1 日当り単価×区の利用権日数(6 割)×消費税〕

- (2) 令和6年度 **113,293,101 円**（ア+イ）※ 物価上昇による料金改定（3 年間）

ア 天空劇場 340,000 円×219 日×1.1×1.0937＝89,580,592 円

イ 会議室 90,000 円×219 日×1.1×1.0937＝23,712,509 円

〔算出式：1 日当り単価×区の利用権日数(6 割)×消費税×変動率〕

5 施設利用状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
天空劇場 (/219 日)	151 日 (68.9%)	95 日 (43.4%)	133 日 (60.7%)	204 日 (93.2%)	181 日 (82.6%)
天空劇場 一般利用	28 日	20 日	21 日	16 日	12 日
天空劇場合計 (/365 日)	179 日 (49.0%)	115 日 (31.5%)	154 日 (42.2%)	220 日 (60.3%)	193 日 (52.9%)
会議室 (6 室×3 区分×219 日 = 3,942 区分)	2,760 区分 (70.0%)	1,894 区分 (48.0%)	1,931 区分 (49.0%)	2,290 区分 (58.1%)	2,621 区分 (66.5%)
会議室 一般利用	748 区分	485 区分	460 区分	539 区分	716 区分
会議室合計 (/6,570 年間 総区分)	3,508 区分 (53.4%)	2,379 区分 (36.2%)	2,391 区分 (36.4%)	2,829 区分 (43.1%)	3,337 区分 (50.8%)

6 収入状況（区民利用）

(円)

年度	天空劇場	会議室	計
R 1	5,471,000	4,700,850	10,171,850
R 2	2,990,530	4,210,050	7,200,580
R 3	6,375,000	2,736,800	9,111,800
R 4	6,379,500	3,603,700	9,983,200
R 5	6,664,000	4,077,300	10,741,300

【参考：区民利用料金表】

① 天空劇場（定員 400 名）

区分	全日	5 時間利用
平 日 (一般利用)	100,000 円 (374,000 円)	50,000 円 (220,000 円)
土 日 祝 日 (一般利用)	120,000 円 (418,000 円)	60,000 円 (253,000 円)

※ 営利の場合は 2 倍

② 会議室・和室

会議室 1 定員 30 名	会議室 2・3 定員 30 名	会議室 4・5 定員 18 名	和 室 18 畳
700 円 (一般 3,100 円)	800 円 (一般 3,100 円)	500 円 (一般 2,100 円)	700 円 (一般 3,100 円)

※ 1 時間あたりの料金(平日、土日祝日共通) 営利の場合は 2 倍

産業環境委員会報告資料

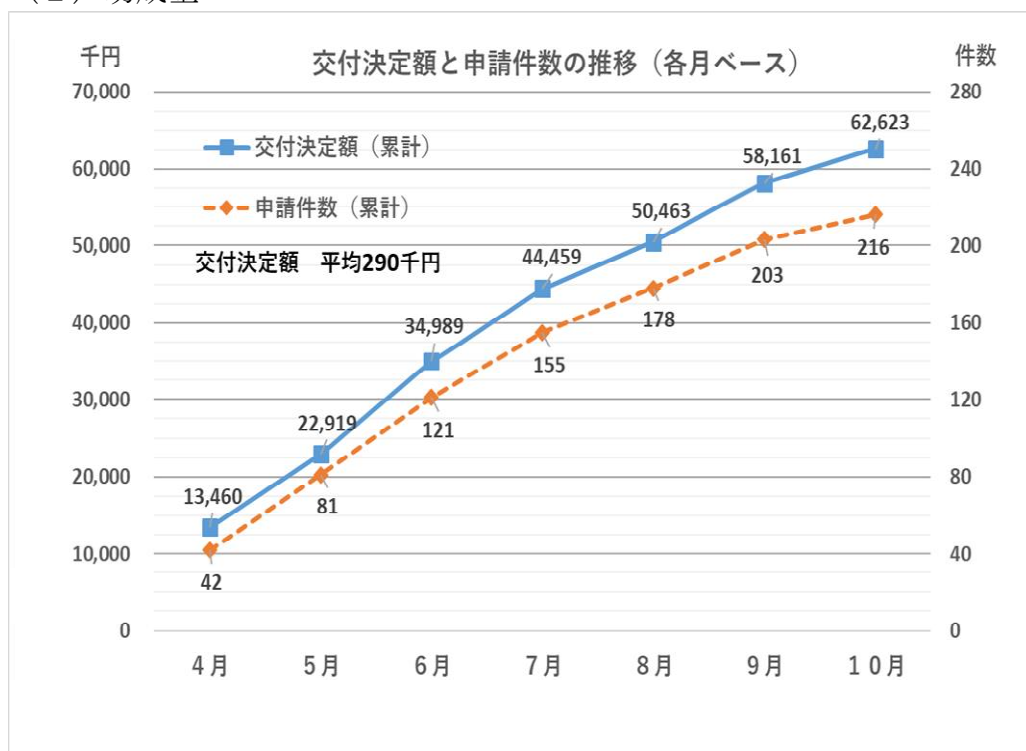
令和6年11月12日

件 名	区内中小企業人材採用支援助成金の受付状況について																							
所管部課名	産業経済部 企業経営支援課																							
内 容	令和6年度から、区内中小企業等の人材不足解消を目的として開始した区内中小企業人材採用支援助成金の受付状況について、報告する。																							
	1 助成内容																							
	<table><tr><td>対象</td><td>区内中小企業及び個人事業主</td></tr><tr><td>対象経費</td><td>① 求人サイトや有料求人情報誌等への掲載費用 ② 人材紹介事業者を仲介し、雇用した際に発生する経費（成功報酬）</td></tr><tr><td>助成額上限</td><td>40万円</td></tr><tr><td>助成率</td><td>1／2</td></tr><tr><td>予算額</td><td>当初予算： 40,000千円 6月補正後：121,600千円</td></tr><tr><td>申請期間</td><td>令和6年4月～令和7年1月末</td></tr><tr><td>申請条件</td><td>区作成の人材の定着や確保に関する動画セミナーを事前に受講（申請額10万円以上のみ）</td></tr><tr><td>備考</td><td>申請は年度内1回のみ</td></tr></table>	対象	区内中小企業及び個人事業主	対象経費	① 求人サイトや有料求人情報誌等への掲載費用 ② 人材紹介事業者を仲介し、雇用した際に発生する経費（成功報酬）	助成額上限	40万円	助成率	1／2	予算額	当初予算： 40,000千円 6月補正後：121,600千円	申請期間	令和6年4月～令和7年1月末	申請条件	区作成の人材の定着や確保に関する動画セミナーを事前に受講（申請額10万円以上のみ）	備考	申請は年度内1回のみ							
	対象	区内中小企業及び個人事業主																						
	対象経費	① 求人サイトや有料求人情報誌等への掲載費用 ② 人材紹介事業者を仲介し、雇用した際に発生する経費（成功報酬）																						
	助成額上限	40万円																						
	助成率	1／2																						
	予算額	当初予算： 40,000千円 6月補正後：121,600千円																						
	申請期間	令和6年4月～令和7年1月末																						
	申請条件	区作成の人材の定着や確保に関する動画セミナーを事前に受講（申請額10万円以上のみ）																						
備考	申請は年度内1回のみ																							
2 受付状況（令和6年10月末現在）																								
(1) オンライン動画セミナー																								
<table><caption>助成金申請見込額と申込件数の推移（各月ベース）</caption><thead><tr><th>月</th><th>申請見込額（累計）千円</th><th>申込件数（累計）件数</th></tr></thead><tbody><tr><td>4月</td><td>33,206</td><td>103</td></tr><tr><td>5月</td><td>48,634</td><td>151</td></tr><tr><td>6月</td><td>63,099</td><td>200</td></tr><tr><td>7月</td><td>72,926</td><td>230</td></tr><tr><td>8月</td><td>79,195</td><td>250</td></tr><tr><td>9月</td><td>86,814</td><td>272</td></tr><tr><td>10月</td><td>90,369</td><td>282</td></tr></tbody></table>	月	申請見込額（累計）千円	申込件数（累計）件数	4月	33,206	103	5月	48,634	151	6月	63,099	200	7月	72,926	230	8月	79,195	250	9月	86,814	272	10月	90,369	282
月	申請見込額（累計）千円	申込件数（累計）件数																						
4月	33,206	103																						
5月	48,634	151																						
6月	63,099	200																						
7月	72,926	230																						
8月	79,195	250																						
9月	86,814	272																						
10月	90,369	282																						

	申込件数	申請見込額
4 月	103 件	33,206 千円
5 月	48 件	15,428 千円
6 月	49 件	14,465 千円
7 月	30 件	9,827 千円
8 月	20 件	6,269 千円
9 月	22 件	7,619 千円
10 月	10 件	3,555 千円
合計	282 件	90,369 千円

※ オンライン動画セミナーの受付時には、利用予定のサービス（求人広告や人材紹介等）の申告は不要としているため件数内訳はなし。

（２）助成金



	申請件数内訳				交付決定額
	求人広告	人材紹介	両方	合計	合計
4 月	34 件	7 件	1 件	42 件	13,460 千円
5 月	34 件	5 件	0 件	39 件	9,459 千円
6 月	35 件	5 件	0 件	40 件	12,070 千円
7 月	25 件	9 件	0 件	34 件	9,470 千円
8 月	19 件	4 件	0 件	23 件	6,004 千円
9 月	22 件	3 件	0 件	25 件	7,698 千円
10 月	9 件	4 件	0 件	13 件	4,462 千円
合計	178 件	37 件	1 件	216 件	62,623 千円

※ 交付取下げ件数：8 件（求人広告 3 件、人材紹介 5 件）、交付取下げ額：1,792 千円も、上記のグラフ及び表に含まれている。

なお、交付取下げの主な理由は、交付決定後の内定辞退や、自己都合での早期退職（入社後 1 ヶ月以内）に伴う成功報酬の全額返金発生等である。

産業環境委員会報告資料

令和6年11月12日

件 名	令和6年度消費喚起策の進捗状況について																
所管部課名	産業経済部 産業振興課																
内 容	令和6年度消費喚起策について、その進捗状況を報告する。 1 キャッシュレス決済還元事業 東京都が実施するキャッシュレスキャンペーンの時期が区のキャンペーンと重複する予定のため、ポイント付与のルールについて報告する。 (1) 区と都のキャンペーンについて <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>足立区</th><th>東京都</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施期間</td><td>11月15日～12月25日</td><td>12月11日～27日</td></tr> <tr> <td>対象店舗</td><td>資本金5,001万円以上の法人が運営する店舗は対象外</td><td>都内全店舗（一部店舗を除く） ※ 令和6年3月のキャンペーンでは、コンビニは対象外</td></tr> <tr> <td>付与率</td><td>従業員数1,000人以上の事業者の全店 10%</td><td>従業員数1,000人未満の事業者の全店 20%</td></tr> <tr> <td>付与上限</td><td>アプリごとに 2,000円／回 5,000円／期間</td><td>アプリごとに 3,000円／回 3,000円／期間</td></tr> </tbody> </table> (2) 区と都のポイント付与について ア PayPay以外の3つは、区と都どちらかのポイントだけを付与するという仕組みがなく、必ず区と都両方のキャンペーンポイントが付与される。 イ 利用者の混乱を避けるため、4つの決済（PayPay、au PAY、d払い、楽天ペイ）全てについて、区と都両方のポイントを付与する。 (3) 同時期に開催する他区のキャンペーン予定と意向について 文京区、葛飾区ともに区と都両方のポイントを付与する意向あり。 ア 文京区（11月15日～22日、11月23日～12月23日） イ 葛飾区（12月1日～令和7年1月31日）			足立区	東京都	実施期間	11月15日～12月25日	12月11日～27日	対象店舗	資本金5,001万円以上の法人が運営する店舗は対象外	都内全店舗（一部店舗を除く） ※ 令和6年3月のキャンペーンでは、コンビニは対象外	付与率	従業員数1,000人以上の事業者の全店 10%	従業員数1,000人未満の事業者の全店 20%	付与上限	アプリごとに 2,000円／回 5,000円／期間	アプリごとに 3,000円／回 3,000円／期間
	足立区	東京都															
実施期間	11月15日～12月25日	12月11日～27日															
対象店舗	資本金5,001万円以上の法人が運営する店舗は対象外	都内全店舗（一部店舗を除く） ※ 令和6年3月のキャンペーンでは、コンビニは対象外															
付与率	従業員数1,000人以上の事業者の全店 10%	従業員数1,000人未満の事業者の全店 20%															
付与上限	アプリごとに 2,000円／回 5,000円／期間	アプリごとに 3,000円／回 3,000円／期間															

2 第4回レシートde商品券事業（案）

（1）事務費削減について

事業実施にかかる経費を削減するため以下のとおり制度を改正する。

課題	原因	改善策
契約期間が長期（11月～令和7年10月）にわたりコストがかかる	キャンペーン前に登録店を募集（架電・訪問等）・管理している	①店舗登録制度を廃止し、区内全店舗を対象とする。 ②申請件数が見込み（10万件）を超えることが予想されるため、申込期間を短縮し先着順とする。
登録店に協力金1万円の支給によりコストがかかる	店舗登録制度のため	店舗登録制度をやめ、協力金を廃止する
スタンプの支給によりコストがかかる	店舗登録制度のため	店舗登録制度をやめ、スタンプを廃止する
印刷費・郵送費が高額	申請専用封筒・申請郵送費を区が負担	申請者負担とする
審査業務が煩雑であることによるコスト増とミスの発生	①登録店が特別店かどうかの判断が必要 ②申請内容に不備（レシート枚数の不足等）がある場合は、申請者へ架電または郵便で不備解消を支援する	①店舗登録制度の廃止 ②不備があった場合、架電等はせず、不備あり申請書を返送する

※ 改善策の実施で、60,000千円程度事務費が削減できる見込み。

(2) 第3回事業との制度比較

	第3回 (R6参考)	第4回 (R7)
契約期間	令和5年11月～ 令和6年10月	令和7年1月～8月
スタンプ押印期間	令和6年3月25日～ 5月24日 (2カ月)	<u>登録店制度・スタンプ廃止・ 区内全店舗対象</u>
申請受付期間	令和6年3月25日～ 5月31日 (押印終了から1週間)	令和7年3月27日～ 5月12日 <u>(1カ月半) 先着順</u>
申請費用	区負担	<u>申請者負担</u>
商品券発送期間	令和6年 3月～9月	令和7年 4月～7月
審査	申請内容に不備があった場合、架電または郵便で不備解消する	不備があった場合、架電等はせず、不備あり申請書を返送する
商品券プレゼント ①	特別店なし 2,000円	特別店あり 2,500円
商品券プレゼント ②	—	特別店を廃止し 一律2,500円 (千住宿開宿400年記念) 抽選で400名に 4,000円分追加
登録店への協力金	10,000円	<u>廃止</u>
登録店舗数	1,627店	<u>廃止</u>
申請件数	81,238件	100,000件(想定)

(3) 保険調剤、保険医療を新たに対象外とする。

※ 令和6年度キャッシュレス決済還元事業実施前に、厚生労働省保険局医療課へ再度確認したところ「1%を超えるポイント付与は認められない」という回答があったため、本事業においても対象外とする。

※ たばこの販売や金券類等の決済は引き続き対象外。

(4) オンライン申請等デジタル化の検討結果

ア 第3回事業では8万件を超える申請があり、60代以上の申請が全体の約38%を占めた。

イ また、区の年代別人口に対する申請者の割合は、70代が最も高く、キャンペーン参加に積極的な層といえる（下記表を参照）。

	申請人数 (A)	区の人口 (R6. 4. 1) (B)、人口構成比	申請人数 (A) ／人口 (B)
～10代	6,145	100,297 (14.4%)	6.13%
20代	5,739	91,813 (13.2%)	6.25%
30代	8,539	86,466 (12.4%)	9.88%
40代	12,806	96,703 (13.9%)	13.24%
50代	15,576	110,822 (16.0%)	14.05%
60代	11,671	72,290 (10.4%)	16.14%
70代	12,059	73,074 (10.5%)	16.50%
80代	6,270	52,625 (7.6%)	11.91%
90代～	806	10,635 (1.5%)	7.58%
未回答	1,418	－	－
合計	81,029	694,725	－

ウ 上記ア・イの結果を踏まえ、スマホの利活用が困難な方でも気軽に参加できるように申請は紙のみとする。

※ 紙申請とオンライン申請の併用も検討したが、審査が煩雑化する（申請者の重複チェックが困難になる）ため見送った。

エ なお、プレゼントの区内共通商品券については、発行元の足立区商店街振興組合連合会からの要望もあるため、商店街振興のためにも継続とする。

※ 高齢者のQRコード決済利用率（モバイル社会研究所調査）

70代前半：35%、70代後半：28%、80代前半：21%と、70代以上の利用率は高くない。

3 今後の方針等

(1) キャッシュレス決済還元事業

ア 東京都の事業の内容を注視し、ポイント付与の仕組み等をユーザーや店舗に分かりやすく周知する。

イ 日ごとの決済額やポイント還元額を把握し、早期終了やキャンペーン継続を判断する。

(2) 第4回レシート de 商品券事業

ア 業務フロー図を仕様書に追記し、作業量の透明化を図る。

イ 契約後、事業者と仕様書の細部まで読み合わせ、業務を進める手順・方法等を理解いただいた上で事業を実施していく。

産 業 環 境 委 員 会 報 告 資 料

令和6年11月12日

件 名	「足立の花火」開催日程の検討について
所管部課名	一般財団法人足立区観光交流協会、産業経済部 産業振興課
内 容	「足立の花火」の今後の開催日程の検討状況について報告する。 1 夏の開催以外の日程を検討する理由 (1) 雷を伴うゲリラ豪雨による中止リスクがあるため (2) 熱中症警戒アラートが発出される中での、観客、並びに運営スタッフの健康上のリスクがあるため 2 令和7年度の開催候補日について (1) 従前の日程及び、上記1のリスクが少ない、以下の6つを開催候補日とする。 ア 令和7年 5月下旬 イ 令和7年 6月上旬 ウ 令和7年 7月下旬 エ 令和7年10月中旬 オ 令和7年10月下旬 カ 令和7年11月上旬 ※ 警察や鉄道会社より、通勤客と重ならない土曜日開催の要望を受けているため、候補日は土曜日とする。 (2) 検討項目について 天候（風雨、雷、台風、気温など）による中止リスク、風向きによる影響、来場者数の想定、他イベントとの兼ね合い、人員体制など（詳細は別紙参照）を比較検討していく。 3 今後の方針等 (1) 5月開催の場合、令和7年1月から本格的な準備を開始するため、令和6年中を目途に開催日を決定する。 (2) 開催日を変更する場合には、警察、消防、鉄道会社等関係者、並びに地元町会・自治会、河川敷利用者に対して丁寧に対応していく。

「足立の花火」開催日 検討表

検討項目		5月下旬	6月上旬	7月下旬	10月中旬	10月下旬	11月上旬
天候	雨が降らなかった日の割合	51%	36%	38%	29%	51%	50%
	0.5ミリ以上の雨が降った日の割合	30%	37%	36%	41%	30%	31%
	10ミリ以上の雨が降った日の割合	11%	18%	12%	18%	11%	6.0%
	30ミリ以上の雨が降った日の割合	5.5%	7.0%	6.0%	11.0%	5.5%	3.0%
	雷があった日の割合 ※千代田区観測地点の情報	3.6%	6.0%	8.0%	2.0%	1.8%	1.0%
	台風の可能性	低い	低い	中程度	高い	中程度	最も低い
	天候による中止リスク	低い	中程度	高い	高い	中程度	最も低い
気温	最高気温(平均)／打上時気温(平均) (熱中症リスク)	最高26.0／打上時21.0 (熱中症リスク 中)	最高26.2／打上時21.5 (熱中症リスク 中)	最高31.4／打上時27.0 (熱中症リスク 高)	最高22.7／打上時19.4 (熱中症リスク 低)	最高20.4／打上時16.4 (熱中症リスク 低)	最高19.9／打上時16.2 (熱中症リスク 低)
風	北風が吹いた日の割合	18%	19%	16%	76%	77%	83%
	北風のリスク (千住地域に燃えかす等が大量に降り注ぎ、車やソーラーパネル等に影響あり。花火打上事業者による保険での補償が多発する可能性あり。)	低い	低い	低い	高い	高い	最も高い
実施体制	他の協会主催イベントとの重複	「舎人公園千本桜まつり」※3月末 「しょうぶまつり&世界の食広場」※6月初旬		なし	「あだち区民まつり」 ※10月3連休の土日		「あだち区民まつり」 ※10月3連休の土日 「光の祭典」 ※12月最初の土日に開始
	課題	「世界の食広場」実施方法の検討が必要 4月人事異動による人員体制			「あだち区民まつり」と同時期に準備・開催のための人員体制		「あだち区民まつり」「光の祭典」の準備・開催のための人員体制
その他	来場者数の想定	多いが、夏よりも少ない	多いが、夏よりも少ない	最も多い	夏より少ない	夏より少ない	夏より少ない
	打上開始時間	19時15分ごろ	19時20分ごろ	19時20分	18時00分ごろ	17時45分ごろ	17時30分ごろ
	その他	都内で最も早い大規模花火とPR可能。 全国的にも特徴ある日程となる。	都内で最も早い大規模花火とPR可能。 全国的にも特徴ある日程となる。	都内で最も早い大規模花火とPR可能	早い時間に終了するため、来場者が飲食店等に滞在する可能性が高まり、経済効果大きい。 澄んだ空気、花火がきれに見える。	早い時間に終了するため、来場者が飲食店等に滞在する可能性が高まり、経済効果大きい。 澄んだ空気、花火がきれに見える。	早い時間に終了するため、来場者が飲食店等に滞在する可能性が高まり、経済効果大きい。 澄んだ空気、花火がきれに見える。 都内の大規模花火の最後を飾る花火とPR可。

※ 天候、気温、風の情報は、気象庁HPの過去10年のデータに基づく。